

申請に対する処分

処分名	移送費の支給決定
根拠法令	国民健康保険法第 54 条の 4
所管課	国民健康保険課（名瀬）保険福祉課（住用）市民課（笠利）

1 審査基準

申請を行うことができる人

国民健康保険の被保険者が属する世帯の世帯主

支給申請の方法

「国民健康保険移送費支給申請書」に移送費を必要と認めた理由（付添いがあったときは、併せてその付添いを認めた理由）及び移送経路、移送方法並びに移送年月日を記載した医師又は歯科医師の意見書及び移送に要した費用の額を証する書類を添付して申請する。

支給の要件

次のいずれにも該当する場合

ア 移送により法に基づく適切な診療を受けたこと。

イ 移送の原因である疾病又は負傷により移動することが著しく困難であったこと。

ウ 緊急その他やむを得なかったこと。

医師の指示により一時的、緊急的に必要性がある場合にのみ支給される。

2 標準処理時間

30日から60日までの間